支援金に関するQ&A

Q.「外ヶ浜町移住支援金」とあわせて受給することはできますか。

A.**どちらかのみ**の受給となります。
「外ヶ浜町移住支援金」については、外ヶ浜町企画政策課までお問い合わせください。

詳しくは 外ヶ浜町　移住支援金 で検索

Q.「医療・福祉職子育て世帯移住支援金」は、いつまでに申請すればいいですか。

A.外ヶ浜町への移住後、**１年以内**に申請してください。

Q.外ヶ浜町には何年以上居住する必要がありますか。

A.**申請日から５年以上**、継続して居住していただくこととなっています。
５年以内に町外に転居する場合は、支援金の全額、半額または1/4を返還いただく場合があります。

Q.職業紹介機関や就学先を教えてください。

A.詳しくは青森県庁ホームページをご覧ください。**なお、就業については、県庁ホームページに掲載されている機関から紹介のあった医療機関・福祉施設等に就業する場合を支援金の対象としています。**

Q.すでに医療職の資格を持っていますが、福祉職の資格を取得するために移住した場合も、支援金の対象となりますか。

A.青森県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するために、別途新たに資格を取得しようとする場合も、**支援金の対象となります。**